

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構における  
男女別の育児休業の取得率の公表について

令和 8 年 1 月

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の 4 に基づき、労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績として、本機構における令和 6 年度の男女別の育児休業の取得率を以下のとおり公表します。

1. 令和 6 年度における男性の育児休業取得率	57.1%
2. 令和 6 年度における女性の育児休業取得率	100.0%

参考：令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の取得率

1. 令和 5 年度における男性の育児休業取得率	100.0%
2. 令和 5 年度における女性の育児休業取得率	87.5%

■算出方法

算出式  $【A】 \div 【B】 \times 100$  ※小数点 1 位以下切捨て

・【A】について

1. 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に育児休業等を取得開始した男性職員の数を計上。
2. 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に育児休業等を取得開始した女性職員の数を計上。

・【B】について

1. 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に配偶者が出産した男性職員の数を計上。
2. 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に出産した女性職員の数を計上。

■その他

- ・「育児休業等」には、育児を目的とした休暇は含まない。